

令和7年度山形県危険な薬物撲滅運動実施要領

1 目 的

近年、麻薬・覚醒剤・大麻の乱用が社会問題となっており、特に大麻はインターネット、SNSを中心とした誤った情報の流布等も一因となり、大麻事犯検挙人数は過去最多を更新した昨年に続き依然として高い水準である。また、市販薬の過剰摂取いわゆる「オーバードーズ」は若年層の間で流行しており今後の広がりが懸念されている。本県における薬物の検挙事案は多くはないものの、覚醒剤や大麻のインターネット、SNS等を介した潜在的な流通や、全国的な大麻乱用者の増加による本県への影響は否定できない。

本運動は、このような情勢の中、違法な薬物の危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを広く県民に認識してもらうため、県、市町村、関係機関が一丸となり、積極的に啓発を行うことを目的として実施する。

2 実施期間

令和7年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間（令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）まで）にあわせて行うものとする。

3 実施主体

主 催：山形県健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

協力機関等：市町村、一般社団法人山形県薬剤師会、山形県喫茶飲食生活衛生同業組合、山形県社交飲食業生活衛生同業組合等

4 実施事項

（1）市町村における啓発キャンペーン

ア 実施期間 令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）までの任意の期間

イ 実施主体 各市町村薬物乱用対策主管部

ウ 実施内容

市町村の庁舎内等に、従来より使用している薬物乱用防止に関するのぼり旗を掲示するほか、広報掲載や各種イベント等の機会を捉えて啓発資材の配布を行う。なお、各総合支庁が窓口となり、薬物乱用防止リーフレットの配布及び啓発相談を受ける。

（2）中高年層への啓発キャンペーン

ア 実施期間 令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）まで

イ 実施主体 健康福祉部健康福祉企画課

ウ 実施内容

中高年層を対象として、夜間営業の店舗を中心に薬物乱用防止に関するポスター、リーフレット等の啓発資材を設置し、危険な薬物についての正しい知識の習得を促し、乱用防止を周知する。

エ 協力機関等

山形県喫茶飲食生活衛生同業組合、山形県社交飲食業生活衛生同業組合

(3) 街頭キャンペーン

ア 実施期間 令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）までの任意の期間

イ 実施主体 各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

ウ 実施内容

通行者に対し、リーフレット等の啓発資材を配布して危険な薬物の撲滅・乱用防止の呼びかけを行う。

注) 感染症等の観点から、地域等の実情に応じて各実施事項の中止や規模縮小等を含め柔軟に対応することは差し支えない。